

ひらしば幼稚園（以下「本園」という。）が、教育・保育の提供に当たり、保護者に対し、利用前に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 施設の目的

本園は、教育基本法に則り、学校教育法に従い、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とします。

2. 運営の方針

幼児の健全な成長発達は、それぞれの時期に子どもの可能性を十分に伸ばすことにかかっています。次のような子ども達を育てるため、集団活動を通じ、心身ともに健やかで豊かな人間性と正しい社会性の調和的発達を助長する教育をめざします。

- ① 健全な身体をつくることに努力し、いのちを大切にする子どもを育てる。
- ② 「あそび」をとおして、生活の知恵を学び、友達をつくり、創造的な生き方ができる子どもを育てる。
- ③ 美しいものに感動し、まわりのものに深い関心をよせ、自分の発見や考え方を表現できる子どもを育てる。

3. 施設の概要

設置者	学校法人愛知児童文化学園
法人所在地	瀬戸市八幡台 4-14-1
法人代表者氏名	理事長 竹川 大介
施設名称	ひらしば幼稚園
施設所在地	豊田市陣中町 1-13-1
施設代表者名	園長 竹川 和人
電話番号	0565-32-3565

4. 提供する特定教育・保育の内容

本園は、幼稚園教育要領に基づき、小学校就学前の子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行います。

5. 職員の勤務体制

職種	員数	職務の内容
園長	1	園の統括
副園長もしくは主幹教諭	1	園長補佐及び教諭の統括
教諭	19	幼児の教育
事務職員	1	園の事務、経理、給食
用務・その他	1	環境整備、保育・事務補助

※職員数は変動する場合があります。

6. 特定教育・保育を行う日及び時間

土・日・祝を除く月曜から金曜 ただし、次の日を除きます。

- (1) 夏季 7月18日から、8月31日まで
冬季 12月19日から、1月 7日まで
- (2) 学年初 4月 1日から、4月 8日まで
- (3) 学年末 3月17日から、3月31日まで
- (4) 愛知県民の日学校ホリデー
- (5) 入園式 進級児のみ休園
お別れ遠足及び卒園式 満3歳児・年少児・年中児のみ休園
- (6) 非常変災その他急迫の事情があるとき、又は伝染病予防上必要があるとき
- (7) その他園長が必要と認めた日

※2026年度予定 詳細は園便り等でお知らせします。

※夏季、冬季、学年初、学年末に預かり保育を行うことがあります。

通常保育 08:30～14:10

預かり保育 14:10～17:00

長期休業日預かり保育 8:30～17:00

7. 納付金の種類及び理由並びにその額

費用の種類	理由	額
入園手続き費用	入園手続きに係る事務費に充当	5,000 円
入園金	教育の質の向上に充当	30,000 円
教育充実費	教育の質の向上に充当	12,000 円
誕生会費	カード・おやつ・誕生会行事に充当	2,000 円
災害対策協力金	災害対策に充当	1,200 円
用品代・園服代	用品代・園服代に充当	30,000 円程度
日本スポーツ振興センター掛金	掛金（保護者負担分）に充当	200 円
給食費	給食費に充当	豊田市が定める額
保護者会費	保護者会費に充当	515 円（月額）
預かり保育料	預かり保育に係る施設設備費・人件費・経費に充当	通常保育時 450 円(日額) 午前保育時 700 円(日額) 長期休業日 1,200 円(日額) キャンセル料 200 円（日額）
遠足	園外保育に係る入館料・バス代・下見代に充当	3,000 円程度
シルエット劇場	観劇代・バス代・下見代に充当	2,500 円程度
卒園アルバム	卒園児のアルバム代・集合写真代・ビデオ代及びそれらの付帯業務に充当	23,000 円～25,000 円程度

※遠足など行事にかかる費用は、毎月の請求明細にて金額をお知らせします。

※現金で集金した費用については領収証を発行します。毎月の口座振替にて集金した費用については、保護者の指定された口座の通帳の記載をもって、領収証に代えさせていただきます。領収証の発行が必要な場合は職員室までお申し出ください。

8. 利用定員

1号認定子ども 180人

9. 特定教育・保育の利用開始、終了に関する事項

入園は、園長がこれを許可します。

原則申込順に受付をします。

統合保育の関係により受付できないことがあります。

利用定員に空きがない場合は受付できません。

本園は、以下の場合には教育の提供を終了します。

(1) 園児が小学校就学の始期に達したとき

(2) 園児の保護者が、支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

※必要な納付金の未納が2ヶ月以上に及んだ場合、退園の措置をとります。

10. 相談・苦情申立て窓口

教育に関する相談、苦情等については、以下の窓口にて対応します。苦情等については、誠意をもって早急に問題を解決するよう努めるとともに、教育の質の向上に努めます。

ひらしば幼稚園 苦情相談窓口

苦情解決責任者：園長

苦情解決担当者：園長・副園長・主幹教諭

連絡先 : 0565-32-3565

11. 虐待の防止

虐待の防止のため、必要な措置を講じます。

本園の職員又は保護者等による虐待が疑われる場合は遅滞なく児童相談所等の機関に通告します。この際、園児の安全を最優先し、職員又は保護者の了承を得ずに通告する場合があります。

12. 秘密保持等

本園の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を洩らしません。

また、本園は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を洩らすことがないよう、必要な措置を講じます。

13. その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項等については、園児募集要項、誓約書、入園のしおり、園便りによります。

以上